

平成30年第2回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

日時 平成30年6月6日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

| | |
|----------|-----------|
| 1番 山岡 敏 | 2番 浅野 勉 |
| 3番 大星 成司 | 4番 森田 瞳 |
| 5番 島田 正芳 | 6番 中本 幸一 |
| 7番 松田 和代 | 8番 岡田 裕明 |
| 9番 田中 幹男 | 10番 福井 保夫 |

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|----------|-------|
| 町 長 | 西本 安博 | 副 町 長 | 北田 秀章 |
| 教 育 長 | 楮山 素伸 | | |
| 事業部門理事 | 中野 彰宏 | | |
| 総合政策課長 | 富井 文枝 | 総務課長 | 吉村 良昭 |
| 税務課長 | 吉田 彰宏 | 住民課長 | 辻井 弘至 |
| 健康福祉課長 | 岡田真地子 | 人権同和対策課長 | 長岡 康 |
| 農政課長 | 寺田 充宏 | 産業建設課長 | 堀川 雅央 |
| 上下水道課長 | 石橋 史生 | 教育次長 | 吉田 一弘 |
| 会計管理者 職務代理 | 溝本 貴宏 | | |

5 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 富士 青美 | 議会事務局係長 | 吉川 明宏 |
|--------|-------|---------|-------|

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

10番 福井 保夫 議員

- ①2020年から完全実施される新学習指導要領について
- ②ふるさと納税について
- ③地方公務員の副業について

7番 松田 和代 議員

- ①空き家に対する今後の対策について

2番 浅野 勉 議員

- ①「2分の1成人式」の開催とその意義について
- ②新学習指導要領の実施における安堵小学校の英語科について

9番 田中 幹男 議員

- ①就学援助金について

5番 島田 正芳 議員

- ①小泉苑団地の大雨降雨時の溢水問題について

3番 大星 成司 議員

- ①明治150年記念事業について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井保夫議員、7番 松田和代議員、2番 浅野勉議員、9番 田中幹男議員、
5番 島田正芳議員、3番 大星成司議員です。

質問は受付順に行い、質問時間は答弁を含め60分といたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、10番 福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） おはようございます。10番、福井です。

まず、一番目に「2020年から完全実施される新学習指導要領について」。

広陵町では、新学習指導要領に対応するため、今年の夏から小・中学校の夏休みを1週間短縮するそうです。また、小・中学校に合わせる形で、同町の幼稚園も同様に短縮するそうです。

安堵町は2020年に向け、何か対策をされますか、伺います。

二番目に、「ふるさと納税について」。

田原本町では、大阪府泉佐野市と「ふるさと逸品協定」を結び、泉佐野市の泉州タオルと水茄子をふるさと納税返礼品に加えるそうです。安堵町も検討してみてもいいですか、伺います。

「地方公務員の副業について」。

神戸市で先行する取組で、地域貢献に関係するものに限定されますが、生駒市でも実施されています。安堵町でも検討してみてもいいですか、伺います。

以上、3点です。

(福井議員 降壇)

議長(森田 瞳) 1番「2020年から完全実施される新学習指導要領について」答弁を求めます。

教育次長(吉田一弘) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉田教育次長。

(吉田教育次長 登壇)

教育次長(吉田一弘) おはようございます。教育委員会事務局の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、福井議員の質問にお答えいたします。

御質問の新学習指導要領は、平成29年3月に告示され、全面実施は小学校では2020年、中学校では2021年となり、御承知のとおりでございます。

今回の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くため、資質・能力の一層確実な育成を大きな目的として、その際、「子どもたちに求められる資質・能力とは何か」を社会と共有し、連携する「社会に開かれた学校教育」が求められ、学校教育の改善・充実の好環境を生み出すことが期待されております。

また、授業改善の視点として、「主体的・対話的で深い学び」の実践・推進が求められています。

特に、小学校外国語科の導入によりまして、2020年度には3年生から6年生で実質年間35時間の授業時数の増が必要とされており、それぞれの市町村や学校で工夫を凝らす必要がございます。

議員御指摘のように広陵町では、2018年度、2019年度の先行実施期間に、夏休み

を短縮して授業時数増を図っていく方針であるというふうに聞いております。

安堵町立学校では平成29年度より、管理職や担当教諭が各教科ごとに伝達講習を受講いたしまして、周知徹底期間として取組、準備を進めてきました。本年度より2年間は、先行実施期間として位置付けております。

小学校では、先行実施期間には時間割を工夫して、外国語活動として3年生・4年生で年15時間の授業時数を確保しまして、5年生・6年生では年50時間の授業時数を確保しております。

また、完全実施となる2020年には時間割をさらに見直して、工夫を加えて、週1コマの完全増を図ることで、3年生・4年生では外国語活動で年間35時間、5年生・6年生では外国語科で年間70時間の授業時数を確保していく予定でございます。

広陵町のように、先行実施期間の対応を、夏期休業を利用した授業時数の増を図る方策ではなく、安堵町では現時点では年間を通じて時間割の中で、週1コマ増の工夫を図る対応策を講じたいというふうに考えております。

今後、新学習指導要領の完全実施に伴う余裕のある授業日数・授業時数の確保の再評価と、学習施設整備・環境の変化、学力向上の課題、教職員の働き方改革の動向等を見極め、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(吉田教育次長 降壇)

10番(福井保夫) はい、議長。

議長(森田 瞳) 福井議員。

10番(福井保夫) いろいろ、説明ありがとうございました。

今後、広陵町の状況を見ながら、また他の市町村、県外も含め、いろいろな方法を参考にしながら、先生の仕事負担の問題もありますが、教育委員会、先生方、PTA等々、検討し、安堵町に合ったいい方法で実施してほしいと思います。

これで、この質問を終わります。

議長(森田 瞳) はい。続いて、2番「ふるさと納税について」の答弁を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。

それでは、福井議員の「ふるさと納税について」の御質問にお答えをいたします。

「ふるさと納税逸品協定」とは、お互いの強みを活かすことで、行政の垣根を越えた両自治体間の緊密な連携・交流を促進し、具体的な成果につなげていくもので、今のところ、交流都市や災害復旧支援等の自治体間で締結されているケースが、ほとんどであると認識しております。

地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であることを踏まえ、当町においても地域資源を最大限に活用し、返礼品の充実を図るとともに、地域交流を深めながら連携市町村を模索して町のPRにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

（富井総合政策課長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） ふるさと納税の趣旨等を、改めて、ちょっと御説明お願いします。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。自席より、失礼をいたします。

ふるさと納税の制度につきましては、ふるさとや地域団体の様々な取組を応援する納税者がその気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地域団体が自ら様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が町におきましても人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生していく上で重要な役割を果たす制度だと考えております。

返礼品の送付につきましては、平成29年4月1日及び平成30年の4月1日付、総務大臣名によりまして、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」が発出され、制度の趣旨に沿った対応を行う旨が通知されているところでございます。

返礼割合が3割を超えるものを返礼することは、ふるさと納税の趣旨に反するとされていること、また、地域資源を活用し、地域活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であることなども踏まえれば、地方団体の区域内で生産されたものや、提供されるサービスを返礼品とすることが適切であると考えております。

一方、返礼品に頼らず、事業の趣旨・目的に賛同いただき、その事業に対して寄附をする、いわゆるクラウドファンディング型ふるさと納税が増える傾向にもあります。

引き続き、ふるさと納税の趣旨を逸脱することなく、ふるさと寄附金の推進と地元特産品を活用した返礼品の充実を図るとともに、町の魅力ある施策・事業を立案し、それに対してふるさと納税をしていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） 安堵町のふるさと納税、またふるさと寄附金の現状をちょっとお教えてください。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。安堵町のふるさと納税は、平成20年度に寄附金の条例を定めさせていただきますまして、これまで総額331万円の寄附を頂戴をいたしました。

この寄附金のうち、平成21年度より12件、260万円を特定の方から頂戴をしていることから、本町の寄附の特徴としましては、返礼品目的よりも本来の趣旨である、ふるさとを応援したいという気持ちが非常に強い方から、寄附を頂戴している傾向にあると考えております。

また、この度、ふるさと納税の拡充といたしまして、平成30年4月からふるさと納税サイト「さとふる」と契約をいたしまして、インターネットによる受付を始めるとともに、返礼品の充実を行いました。

具体的には、ハンドメイドの木彫りサンタや「うぶすなの郷TOMIMOTO」の宿泊券などを、これによりましてさらなるふるさと納税の推進を図り、町の知名度アップを図りたいと考えております。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） ありがとうございます。

町長にお伺いします。

岐阜県高山市と交流もあり、飛騨牛なんかも取り入れたらどうかと思いますが。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） ただいまの福井議員の御質問兼御提案に対して、お答えをさせていただきたいと思っております。

ただいまの件につきましては、大変いいアイデアとは私も考えております。

しかし、総務大臣からの指示もございますように、まずはふるさと納税の趣旨に沿った、まず我が町は対応してまいりたい、このようにも考えているところでございます。

歴史的、または兼ねてより住民交流など深い関係があつて初めて、ふるさと納税の連携にもつながってまいります。そのような意味でも、地域間交流は大変重要なことだとも認識をいたしております。

実は、議員仰せの飛騨牛でも有名な岐阜県高山市ですが、当町が県立美術館において、富本憲吉氏に関わりのある高山市と過去3回にわたり、連携展示をさせていただいたことを受けて、今年が高山市で富本憲吉展を7月から開催され、中身としては安堵町のPRを大いにさせていただけると聞いております。大変楽しみにしているところでございます。詳細が決まりましたら、議員の皆様にも御案内させていただきたいとも思っているところでござい

す。

加えまして、ごく最近入ってきたニュースでございますが、高山市のバス会社の「どっぶり奈良旅」という商品の中で、そういうツアーの中で、まず大和へ来ていただくときに、安堵町の歴史民俗資料館を、まず最初の見学先になっているという連絡もございました。

このように、官民挙げての交流が深まれば、福井議員御提案の件も現実味が熟されてくるのではないかと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

(西本町長 降壇)

10番(福井保夫) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。福井議員。

10番(福井保夫) 国の対応はころころ変わるところがありますが、今後、いろいろな情報を基に、いい方法で進めていっていただきたいと思います。

視察の日程・目的が合えば、また高山市へ行ってもいいのかなという気もします。

これで、この質問を終わります。

議長(森田 瞳) はい。続いて、「地方公務員の副業について」答弁を求めます。

総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

総務課長(吉村良昭) はい。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長(吉村良昭) おはようございます。総務課 吉村でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

地方公務員の場合、自治体の規則等で許可基準を定めることができるため、安堵町におい

ては職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和35年安堵村規則第1号）で任命権者の許可基準を定めているところです。

議員から御提案がありました、神戸市及び生駒市では、報酬を得て地域活動に従事する際の基準を明確化されたところでございます。

具体的な例といたしましては、NPO活動や子どもたちへのスポーツ指導でございます。

安堵町といたしましても、町職員から許可基準を満たすような申請があれば許可しているところでございます。

現在の申請者は、商業統計等に従事する者に限られておりますが、町職員によりまして、スポーツ分野及び地域貢献が活性化されることを願っているところでございます。

以上でございます。

（吉村総務課長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） ありがとうございます。

NPO活動や子どもたちへのスポーツ指導等に関しては、職員の皆さんの特技・特性を調査し、今後の活動に活かしてほしいと思います。

以上で、10番 福井の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（森田 瞳） はい。これで、10番 福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、7番 松田議員の一般質問を許します。

7番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

7番(松田和代) おはようございます。7番 松田和代です。

「空き家に対する今後の対策について」。

危険な空き家の所有者に対し、市町村が撤去や修繕などを命令できる空家対策特別措置法が、平成27年6月26日より施行されています。

この、特措法では地震等で倒壊の恐れがある、著しく不衛生で有害、管理されず景観を損なう、周辺的生活環境の保全のため、放置が不適切などの空き家を特定空家と定義するとなっています。

特定空家に立ち入り調査をし、撤去や修繕に向けて、所有者などに指導や勧告、命令をすることができるようになりました。所有者が命令に応じない場合、行政代執行による強制的な解体・撤去が可能になりました。

また、今年2月の県議会において、マンションなどの空き部屋に旅行者らを有料で泊める、民泊について定めた条例が、奈良市を除く県内全域で、一定の条件があるが、可決されました。

一所帯当たりの人口を、町の人口に訂正させていただきます。

各年4月1日現在、平成26年、7,798人。27年、7,712人。28年、7,586人。29年、7,530人。30年、7,493人と、毎年、減少傾向にあります。

一方、65歳以上の人口は、5年で約230人増加しています。

2045年には、当町の人口は、現在の約5分の3に減少すると先日の新聞に掲載されていました。このようになれば、空き家が増えます。何年か前にも質問させていただきましたが、今現在の各大字ごとの空き家の件数、また今後の対応についてお伺いします。

(松田議員 降壇)

議長(森田 瞳) はい。1番「空き家に対する今後の対策について」を、答弁を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。

それでは、松田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員仰せのとおり、全国的に近年の人口減少や少子高齢化・核家族化により、年々、空き家等が増加をしております。このような背景の中、国は平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、平成27年に全面施行となりました。

当町におきましても、法の趣旨に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、本町が取り組むべき対策の基本的な方針を定めました「安堵町空家等対策計画」を平成29年度に策定をいたしました。

平成26年の各区長、自治会長からの御報告等によりましては、安堵町内での空き家の判定件数が92件であることを、平成27年3月の、先生の御質問の際に御答弁申し上げたところでございます。

その後、平成28年に水道の閉開栓、また現地調査をさらに詳細に行ったところ、居住中または建設中、空き地となっていたり、居住している可能性があるかと判明をいたしました物件19件を除いた数の73件が、空き家であると判定させていただきました。

各大字の件数を申し上げますと、あつみ台が4件、かしの木台が2件、笠目19件、窪田8件、若草の里3件、柿の里5件、小泉苑が12件、法隆寺・興人が7件、西安堵が1件、東安堵南が9件、東安堵が3件、岡崎が0件でございます。

また、今後の対応につきましては、平成27年から実施をしております安堵町の空家等指定相談窓口のお知らせを、固定資産税の納付書に全戸同封することで、所有者等に現状の把握及び適正な管理の方法を周知し認識してもらうことや、空家等相談会・セミナーで、適正な維持管理方法や、所有者等の管理責任についての講座を開催するなどを、引き続き実施することとともに、空き家の適正な管理や利用促進及び相談窓口の周知等に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

（富井総合政策課長 降壇）

7番(松田和代) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

7番(松田和代) はい。空き家になって、売家となった場合は、不動産会社と連携を取って対応する方法もあると考えられますが、どのように考えておられますか。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。自席より失礼をいたします。

まず、区長の皆様や関係機関と密に連携を取りながら、引き続き情報を共有し、実態把握を行っておるところでございます。

当町では平成26年から安堵町の指定空き家総合相談窓口として、空家問題を専門的に取り扱う「NPO法人 空き家コンシェルジュ」と連携をしているところでございます。

空き家を継続して維持していくか、そして売却や賃貸するかなどを、まずは所有者や権利者の意向を把握することとしております。その中で、意向によりまして、不動産会社や建設管理会社等、それぞれの専門機関に紹介するなどの対応をして解決につなげております。

以上でございます。

7番(松田和代) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

7番(松田和代) はい。特に、旧大字については、行事、住民とのつながりと、いろいろなことがありますので、なかなか買い手が見つからないと思いますが、今後も空き家については、周辺の生活環境の保全のため、区長、自治会長と連携を取りながら適切な対応をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。これで、7番 松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、2番 浅野議員の一般質問を許します。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

(浅野議員 登壇)

2番(浅野 勉) おはようございます。議席番号2番 浅野でございます。

本日の質問事項は、2問でございます。

まず、1問目から。質問事項1「『2分の1成人式』の開催とその意義について」。

質問の要旨 「公職選挙法」の一部改正により、選挙権を有する者の年齢は満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。

しかし、現在の日本の法律では男女とも、満20歳に達した人を大人・成人者と規定しています。

最近、多くの小学校が、成人式を迎える年齢の半分の年齢である10歳を記念した「2分の1成人式」を、4年生の在学期間中に開催しています。

1点目 児童たちの発達心理学上の10歳という段階について。

2点目 安堵小学校の学校行事として「2分の1成人式」開催の意義とその効果について。

質問事項1は、以上の2つの質問をいたします。

質問事項2「新学習指導要領の実施における安堵小学校の英語科について」。

質問の要旨 2020年度から実施される学習指導要領の導入により、小学校5・6年生は教科の中に英語科が加わります。

このことに伴い、小学校3・4年生に外国語活動が新たに導入されます。

18・19年度を移行期間として、前倒しで内容の先取り実施をしている学校も増えていきます。

1点目 学校現場での授業時間確保の工夫について。

2点目 安堵小学校の外国語活動の現状と課題について。

3点目 安堵小学校の英語科の教科化に向けての指導法の工夫について。

以上、3つの質問をいたします。よろしくお願いいたします。

(浅野議員 降壇)

議長(森田 瞳) はい。「『2分の1成人式』の開催とその意義について」答弁を求めます。

教育次長(吉田一弘) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉田教育次長。

(吉田教育次長 登壇)

教育次長(吉田一弘) それでは、浅野議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、「『2分の1成人式』の開催とその意義について」ということで、質問をいただきました。

児童たちの発達心理学上の10歳という段階についてですが、発達心理学の観点では9歳から10歳という年齢期が成長の節であり、ちょうど子どもから大人への階段を上りかける、非常に重要な心の変化が起こる時期というふうに言われております。

学校での学習量も増えて、内容も複雑化していく中で、自分の性格や能力を周りの友達と比較して、自信を失ったり劣等感を抱いたりしやすくなる時期でございます。

思考面でも大きな変化見られて、だんだんと頭の中で抽象的な思考ができるようになり、ギャングエイジと呼ばれ、社会性の萌芽の時期でもあります。

一人でできることが増えてくる一方で、少し大人に近づくことで、複雑な悩みや葛藤を抱えやすくなるという時期でもございます。

こういったことから、10歳という年齢は、つまずきが起こりやすいと言えますが、逆に言うと大人たちの適切なサポートによって、大きな「飛躍」を見せてくれる時期でもあるというふうに考えております。

次に、二つ目の質問であります、安堵小学校での「2分の1成人式」開催の意義とその効果についてですが、安堵小学校では4年生の総合的な学習の時間で、テーマを「つながり」と定めた1年間の学習をしております。

世界の人たちとのつながり、障害を持った人たちとのつながりをまず勉強して行きます。そして3学期に「いのちのつながり」を学習し、自分が10歳になる今日まで、どれだけ多くの人たちとつながり、家族や、また周りの人たちの思いの中で成長してきたかを振り返る機会というふうに位置付けております。

この一連の学習のまとめといたしまして、例年3学期の参観日に「2分の1成人式」と名付けた取組を実施しております。

それぞれの家庭環境に十分配慮しながら、形式は毎年異なるんですけども、「周りの人たちへの感謝の気持ち」、またこれから大人へ向かっていく「自分の将来の夢」、また「10年後の自分へ」などのテーマで作文をして、自分自身のメッセージとして発表するという取組をしております。

その効果としましては、自分を支えてくれる人がいることを、また人と人との「つながり」を大切にすることを再確認し、改めて自分自身を見つめる周りの人たちへの感謝の気持ちを伝える、そのよりよい学習機会となっております。

また、参観日ということで、保護者の方々にとっても、子どもたちの成長を確認できる、そういう機会になっていると考えております。以上でございます。

(吉田教育次長 降壇)

2番(浅野 勉) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。浅野議員。

2番(浅野 勉) はい。まず、1点目の、児童たちの発達心理学上の10歳という段階について、先ほどの御答弁の中で、発達心理学上、9歳・10歳という年齢は、大人になるための成長の節であるとの回答をいただきました。正にそのとおりで、学校現場においても学習内容は質・量ともに増える学年です。

具体的に申し上げますと、4年生の国語科では必修漢字が増え、算数科では内容も単位も複雑になるメートル法の単元学習が導入されます。この時期は、自分を見つめ、他者との関係を見つめたり、社会の営みについて考え、また抽象的な思考ができる児童が増えてきます。

3年生・4年生の段階、いわゆる中学年を最重要視する学校経営、学校運営が望まれます。地域社会との関係である社会教育の中でも、大人の適切なサポートにより大きく飛躍・成長ができるようになるのもこの時期です。

続いて2点目の、「2分の1成人式」開催の意義について、答弁をいただきました。

安堵小学校では4年生の総合的な学習の時間に、1年間を通じて「つながり」というテーマを持った授業の展開をされていることがわかりました。4年生の児童たちは3学期になり、テーマを「いのちのつながり」とした学習をしています。自分が生まれ育ってきた10年間を振り返り、家庭を始めとして、多くの人の思いを受けながら成長してきたことを、再確認してくれることと思います。

保護者の「2分の1成人式」開催について、全国的な統計によりますと、賛成者は51.7%で、反対は13.1%であり、4倍近くの保護者が高い感心と評価を示しています。

なお、開催に当たり、各家庭環境にもきめ細やかな配慮が必要になりますが、参加者の77.3%が満足したと回答し、我が子が誕生してから10年間、親子で振り返ることができてよかったという感想も寄せられています。

安堵小学校の「2分の1成人式」が、親子の絆を深め、地域社会とのつながりを強めていく学校行事であることを確認して、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。2番「新学習指導要領の実施における安堵小学校の英語科について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは、浅野議員の二つ目の質問であります「新学習指導要領の実施における安堵小学校の英語科について」お答えをいたします。

議員仰せのとおり、2020年度から実施される新学習指導要領について、2018年度、2019年度を先行実施期間と位置付けられています。

まず、一つ目の質問の学校現場における授業時間確保の工夫についてですが、3年生・4年生で新たに導入される年35時間の外国語活動に向けて、先行実施期間は年15時間の外国語活動の時間を確保しております。

5年生・6年生については、年70時間の外国語科に向けまして、先行実施期間は年50時間の外国語活動の時間を確保しております。

完全実施となる2020年には時間割を見直し、さらに工夫を加え、週1コマの完全増を図り、3年生・4年生では年35時間、5年生・6年生では年70時間の年間授業時数の確保をする予定でございます。

次に、安堵小学校の外国語活動の現状と課題についてですが、現在の外国語活動の状況といたしましては、ALTと協同しながら、国際理解とともに外国語に親しむ活動として実施をしております。

また、5年生・6年生につきましては、この先行実施期間の2年間で、内容についても段階的に工夫をしていく必要があります。

課題としましては、外国語科の導入に向けた教材研究、授業研究をさらに充実させていく必要があるというふうに考えております。

最後に、安堵小学校の英語科の教科化に向けての指導法の工夫についてですが、教科化に向けた授業研究・研修も、県、あるいは生駒郡内で継続的に行われており、安堵小学校の教職員も参加の機会を増やし、経験値を積み上げて授業力の向上を目指しているところでございます。

また、先進校の指導法に学ぶこともこの間に、さらに充実させていきたいというふうに考

えております。以上でございます。

(吉田教育次長 降壇)

2番(浅野 勉) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。浅野議員。

2番(浅野 勉) はい。ただいま、第2問目の安堵小学校の英語科について、3点について答弁をいただきました。

1点目の授業時間の確保については、時間延長の枠がほぼ満杯に近い現状にあります。

英語科が新設されることにより、3・4年生は35時間、5・6年生は70時間の年間の授業時間数の増加には、いろんな工夫や対策が必要になります。

近隣町では、夏期休業を1週間程度縮減して、授業日数を増やすことを検討されている学校もあります。

また、今までの各曜日の校時表が、最多で6時間授業であったところに、7時間目を設けることを検討している学校もありますが、下校時間が遅くなるため、その日は短縮校時表にしたり、給食後の昼休みや掃除時間を省くことを検討する学校もあります。

安堵小学校においても、授業時間数の確保のため、さらに御検討をよろしく願いいたします。

2点目と3点目についての御答弁、ありがとうございました。

英語科の導入により、授業は「聞く・読む・話す・書く」の4つの技能の習得が必要になりました。

今までの外国語活動は、親しむことが重要視されましたが、教科になったことにより学ぶ授業、つまり習得させる授業展開が必要になりました。学校では英語の教科書を使い、各自の成績の評価がされるようになります。

私自身も多くの学校訪問をしましたが、外国語活動を活発にされている学校には、英語と接する工夫がふんだんにされていました。校舎には、校長室から各教室に至るまで、英語標記とカタカナのルビが添えられていました。学校で見るものには英語のプレートが付けられ、大人になって忘れかけていたものの名前も確認ができました。教室だけではなく、校舎全体にも英語の標記がありました。

また、朝やお昼の校内放送には英語の歌も流され、低学年も先生方と一緒に歌っている姿を見ることができました。

小学校の3年生から6年生に学ぶ英単語は、700語程度になります。覚えたら使いたくなるのが、小学校の子どもたちです。

2学年で実施している掃除の時間中に、低学年の児童が高学年の児童に「これは英語でどう読むの」と問いかけていました。

また、指導法の具体的な工夫ですが、授業は担任一人だけではなく複数で行うことが、効果が上がるようです。ALTとの外部講師に加えて、学校支援ボランティアを募り、授業に参加できるように検討をしてください。

今後とも、安堵小学校の英語科の、さらなる指導法の工夫と充実をお願いいたしまして、本日の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 浅野議員、今のこの質問で、浅野議員は、今、お話をされたことで、答弁は要らぬのですか。

2番（浅野 勉） いや、答弁はもうそれで。今、感想と、そのとおりに答えていただきました。

議長（森田 瞳） いやいや、だから、それを、感想をね、端的に申して、答弁の後の感想は端的に申してください。質問があれば言うてください。

2番（浅野 勉） はい。

議長（森田 瞳） 一般質問でしょう。

2番（浅野 勉） はい。

議長（森田 瞳） だから、そういうことの、要するに組み合わせ、議事録を全部取らないかんで、あなたの言うてることを。だから、今後、気をつけてください。

2番（浅野 勉） はい、わかりました。

議長（森田 瞳） はい。ただいま、41分です。

11時まで休憩いたします。

(休 憩 午前10時41分)

(再 開 午前10時55分)

議長（森田 瞳） 少し早いですが、再開いたします。

以上で、浅野議員の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、9番 田中議員の一般質問の中で、「西本町長がめざす安堵町の方向性について」云々という質問の要望がございましたですが、この件につきましては、議会運営委員会で辞退されたことを確認いたしておりますので省略いたします。

それでは、田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中議員。

9番（田中幹男） はい。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番 田中幹男でございます。今回は、就学援助金の入学前支給についてお伺いいたします。

この問題は昨年も質問させていただきましたが、その後、全国的には入学前支給が大きく広がってきております。

その後、安堵町の取組についてお伺いいたします。

この問題では、共産党の畑野議員や田村議員が国会で何度も質問に立ち、その中、文部科学省は昨年3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小・中学生の入学準備金を増額し、支給は小学校入学前でも可能だとする通知を各県教育委員会に出しておられます。

小学生は1人4万6000円、中学生が4万7,400円となり、前年度比では倍増となり

ます。援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう、要綱を一部改正し、これまで児童または生徒としてきた入学準備金の交付対象に、就学対象者を追加し、これにより、中学校入学前だけでなく、小学校入学前でも支給できるようになっております。

どうか、安堵町の前向きな答弁をお願いしたいと思います。以上です。

(田中議員 降壇)

議長(森田 瞳) はい。「就学援助金について」答弁を求めます。

教育次長(吉田一弘) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉田教育次長。

(吉田教育次長 登壇)

教育次長(吉田一弘) それでは、田中議員の質問にお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、準要保護世帯への新入学の学用品費の就学援助金につきまして、その支給時期を入学前に行うとする市町村が増えております。

金額につきましても、議員仰せのとおり、小学生で1人4万600円、中学生で4万7,400円、国の方で基準が増額されたということでございます。

安堵町におきましても、30年の4月に入学した児童・生徒から、この基準に増額をいたしております。

また、支給時期についてでございますが、奈良県内でも平成30年4月の入学者に対しまして、入学前に支給した市町村は、前年の4市町村から16市町村に増えております。

このような状況を踏まえまして、安堵町といたしましても、平成31年の4月の入学予定者に対して、入学前に支給する予定で、現在、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

(吉田教育次長 降壇)

9番(田中幹男) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。田中議員。

9番（田中幹男） はい。31年度から実施をされるということで、非常に喜ばしいことだというふうに、私は思います。

今、日本の教育に係るお金は、国の援助も、先進国で一番低い水準となっており、親の負担は大変なことになっております。

今、政府でも、保育園の3歳以上の子どもについて、無料とする話も出ております。

今後、教育に係る負担が、少しでも減る形で援助をお願いしたいと思います。

そして、ちょっと一言お聞きしたいんですけども、前回も、所得の確定が難しいということで、入学前支給がされてなかったということだったと思いますけれども、それはどういう形でなされるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（吉田一弘） 自席の方から失礼いたします。

入学前の支給ということになりますと、通常、前年度所得を参考に判断しておりましたが、入学前の支給、3月に支給する予定でございますが、これにつきましては、前々年度の所得で判断させていただくというような予定でございます。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） はい。田中議員。

9番（田中幹男） わかりました。今後とも、どうか、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。以上です。

議長（森田 瞳） はい。これで、9番 田中議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、5番 島田議員の一般質問を許します。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。島田議員。

（島田議員 登壇）

5番（島田正芳） おはようございます。議席番号5番 島田でございます。

私は、質疑事項は1問だけです。

「小泉苑団地の大雨降雨時の溢水問題について」ということで。

質問の趣旨 小泉苑の溢水問題は奈良県の内水対策として、対応していただくこととなっておりますが、現在、どこまでどのような方向で進捗しておられますか。

2番として 何十年、安堵町が取り組んできて、解決の糸口さえつかめずに現在に至っております。基礎調査から奈良県に任せて、前に進められる問題ではないと思います。安堵町として、今後、奈良県に対し、どのようにサポートして行こうと考えておられますか。

以上です。

（島田議員 降壇）

議長（森田 瞳） 1. 「小泉苑団地の大雨降雨時の溢水問題について」答弁を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） 改めまして、おはようございます。産業建設課 堀川でございます。

島田議員の「小泉苑団地の大雨降雨時の溢水問題について」答弁させていただきます。

一つ目の御質問の進捗状況でございますが、昨年12月に郡山土木事務所が進めていた小泉苑地区の浸水原因の調査が完了いたしましたので、調査の内容等の説明会を開催させていただきました。

主な内容は、団地の北側エリアと南側エリアでは、原因が異なることが調査結果から判明いたしました。

まず、北側エリアにおきましては、上流からの流入量が排水量を超えることが原因であると判明いたしました。また、南側エリアにおきましては、団地内の降雨量が排水能力を超え

ることが原因であると判明いたしました。この説明会の中で、住民の方々からも活発な意見が出されました。

今後、この調査結果及び地元からの意見を踏まえ、対策方法を郡山土木事務所、小泉苑自治会とともに検討を進め、できることから実施してまいりたいと考えています。

二つ目の御質問でございますが、この溢水問題につきましては、当町だけの問題ではなく、上流部の大和郡山市も大きく関係することから、奈良県、大和郡山市、当町と協力し、進めていくことが一番大事なことと考え、再三にわたり、県と協議を重ねてまいりました。

結果、内水問題の解決に向けて、県が主体的に取り組んでいただくこととなり、郡山土木事務所におきまして、小泉苑地区の浸水原因の調査を行っていただいたのもこの一例でございます。

現在、当町といたしましては、道路排水の排水能力を高めるため、高圧洗浄を実施しています。

大和郡山市におきましては、上流部の田を利用して、田んぼダムを促進していただいています。これは、あぜを高くして田んぼの貯留量を増やし、下流への流出を少なくする事業に努めていただいています。

県におきましては、郡山土木事務所を中心に、岡崎川の治水対策・内水対策を進めていただいているところでございます。

また、小泉苑自治会におきましても、道路側溝清掃や雨水を溜める対策に協力いただいているところでございます。

このように、それぞれができることから順に実施し、この溢水問題が解決していくように努力してまいりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

(堀川産業建設課長 降壇)

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。島田議員。

5番（島田正芳） ありがとうございます。

何十年にわたり、溢水問題が解決に至らず今日まで来ております。東側水路の中心までが、行政界であると私はずっと感じておりました。

現在は、椎木町の役員さんも以前の人と違い、私と同じ考えであると聞いております。

過去においては、小泉苑の住民のために、何度も工事等をされてきております。そして、その都度、頓挫しておるような状態であったと思います。小泉苑の住民は、じくじたる思いを持っておられると思います。

そこで、今般、奈良県が主体的にこの問題に取り組んでくれることになり、上流部である大和郡山市において、雨水を溜める対策に取り組んでいただいていることは、大変喜ばしいことと感謝いたします。

しかしながら、小泉苑団地地区の溢水問題は未だに解決に至っておりません。住民の不安が、解消されていない現状であります。町として、関係機関等と協同し、この問題を一日でも早く解決できるように尽力していただきたいとお願いして、質問を終わります。

それと、すみません、私、個人的に、ちょっとよろしいですか。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

5番（島田正芳） 先般、地元住民説明会を開かれたということで、その結果というのか内容を、できたら議会とか、議員さんにでも、ちょっとまとめたものを配付していただけるように、お願いできませんでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） はい、課長。

産業建設課長（堀川雅央） はい。ただいまの御要望ですけども、小泉苑地区とまた協議して資料の方は出させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

5番（島田正芳） 今後とも、よろしくお願いいいたします。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。その、今の質問に対して、議会に対して、資料を頂戴できるわけですね。

産業建設課長（堀川雅央） はい。

議長（森田 瞳） はい、わかりました。

5番（島田正芳） すみません、ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

5 番（島田正芳） はい。

議長（森田 瞳） はい。この件について、何か、関連質問があれば、どうぞ言うてください。

2 番（浅野 勉） よろしいですか。

議長（森田 瞳） 浅野議員、はい、どうぞ。

2 番（浅野 勉） はい。小泉苑の浅野ですけれども、実は、明日、また郡山土木の方に行きまして、先日いただきました資料に基づいて、小泉苑の中から、また御要望事項等、また言うてこよかなと思っています。

今、郡山土木の方、本当に献身的に調査を行っていただきまして、先日も50ページにわたる資料、原因等の調査をしていただきました。本当に、今、郡山土木の方は、腰を上げて取り組んでいただいているなということで、今後とも、もう解決の糸口がもうすぐ見えるということで、住民の方も喜んでいきます。

また、明日の報告は、またさせていただこうと思っています。

御心配をかけまして、ありがとうございます。以上です。

議長（森田 瞳） これで、よろしいですか。

はい、どうぞ。

5 番（島田正芳） いや。

議長（森田 瞳） 終わりですか。

5 番（島田正芳） はい、終わります。すみません。

議長（森田 瞳） はい。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。福井議員。

10番（福井保夫） もし、その資料等の説明は、この議会中に、全員協議会もありますし、それまでに間に合うということでしたらお願いしたいと思いますが。

議長（森田 瞳） 課長、その資料の準備はできますか。

産業建設課長（堀川雅央） はい。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

産業建設課長（堀川雅央） できるだけ間に合うように、努めていきたいと思っております。

また、資料自身が郡山土木事務所の方の資料でございますので、そちらの方と協議しながらお願いさせていただきます。

議長（森田 瞳） いやいや、そなん、難しいことと違うでしょう。

こないだ行われたことの、内容のことの報告でよろしいんですね。

だから、そこのところは、突っ込んだことでもないというような判断をしていますので、できるだけ資料の方を全員協議会のときで、こういうふうには仰っているように、一つ、よろしく準備をお願いいたします。よろしいですか。

産業建設課長（堀川雅央） はい。

議長（森田 瞳） はい。それでは、ほか、ございませんか。

はい。島田議員の質問をこれで終わります。

議長（森田 瞳） 次、3番 大星議員の一般質問を許します。

3番（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。大星議員。

(大星議員 登壇)

3番(大星成司) 3番 大星成司でございます。

「明治150年記念事業について」お聞きします。

平成30年第1回安堵町議会3月定例会冒頭での森田議長の質問により、任期満了に伴う、次期町長選に再選を目指して立候補するお考えを正式に表明され、2期8年の成果と今後の取組についてお話していただき、理解をしたところでございます。

本年度の事業の中で、特に「明治150年記念事業について」は、本町を全国にアピールする絶好の機会と考えられていますので、記念事業に対してどのように取り組まれるのか、詳しく伺いいたします。

(大星議員 降壇)

議長(森田 瞳) 「明治150年記念事業について」の答弁を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) それでは、大星議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御存じのとおり、平成30年は明治元年から起算いたしまして満150年に当たります。

この機会に、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再確認することは非常に重要なことであるため、内閣官房を中心に政府が一体となって「明治150年」に向けた関連施策を推進することとなりました。

当町は、明治維新前後、近世に多くの輝いた人材を輩出しており、その功績について「安堵偉人列伝」で安堵町の魅力を内外に発信してまいりましたので、正に本施策の集大成として、またとない機会であると考え、早い時期から県、国に働きかけをいたしまして、交付金を取り付け最大限に活用したいところでございます。

具体的には、安堵の偉人に係る児童向け冊子、アニメーション、そして資料収集・調査及

び記録作成事業、そして天忠組市町村連携協議会の事業、町内外における明治期の安堵の偉人シンポジウム事業、そして安堵風土記等図書刊行物制作事業でございます。

日本の歴史上の2大開国は、大和朝廷と明治政府によってなされた歴史的事実であることから、国の「明治以降の歩みを次世代に遺し、明治の精神を学び、さらに飛躍する国へ」という方針のもと、国・県・関連市町村とも連携しながら施策を推進してまいり所存でございます。以上でございます。

(富井総合政策課長 降壇)

3番(大星成司) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。大星議員。

3番(大星成司) ありがとうございます。

説明をお聞きし、安堵町としても、またとない機会であると思います。

そこで、明治150年事業を踏まえ、町長は、今後、安堵町をどのように導いていこうと考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

町長(西本安博) はい。

議長(森田 瞳) はい。西本町長。

自席で結構です。

町長(西本安博) いいですか。

議長(森田 瞳) はい。

町長(西本安博) はい。明治150年事業につきましては、ただいま担当課長が御答弁申し上げたとおりでございます。

大星議員、お考えのとおりでございまして、今こそ安堵町を発信する絶好の機会と考えております。その中でも、町内外における明治期の、安堵の偉人シンポジウム事業と安堵の偉人の記録作成事業として、これは今までになかったことだと思いましたが、人気作家による、これは、実は植松三十里さんという方で、朝ドラの「マッサン」、「ニッカウキスキー」の

「マッサン」を作った人です。その方が小説の出版を進めておられます。私どもも、大いに期待しているところでございます。

そして、安堵町の、今後の町づくりの大きな方向性といたしましては、時を同じくして完成した「聖徳太子のオブジェ」や岡崎川の桜に係る事業などに加え、先ほど島田議員に担当課長が御答弁申し上げた、内水問題の処理、遊水地事業、そして地域活性化と雇用の確保のための、企業の立地などを進めることで、さらに安堵町を元気な町にしていきたいと思います、このように考えているところでございます。

議員の皆様方にも、引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。
私からは、以上でございます。

3番（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。大星議員。

3番（大星成司） ありがとうございます。西本町長の安堵町に対する情熱が伝わってきました。

是非ともですね、西本町長には今後とも、これまで以上に、よりよい安堵町に導いていただきたく思いますので、よろしくお願ひします。

私の質問は、以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月15日、午前10時開会です。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

ただいまより、もうすぐに、全員打合わせ会を控え室で行いたいと思いますので、全員、お集まりください。よろしくお願ひします。

お疲れでした。

散 会

午前11時24分
